政令で定められている例外（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第14条）

野焼きを行うことは禁止されていますが、以下の行為による焼却は例外として認められる場合があります。
※生活環境保全上の支障がある場合、行政指導の対象となる場合があります。

認められる場合	一例
国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却	河川管理者による河川管理を行うための伐採した草木などの焼却、道路管理者による道路の維持管理を行うための剪定した枝などの焼却。
震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却	災害時（地震・台風など）、災害復旧時の応急対策による木くずなどの焼却、火災予防訓練時の焼却など。
風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却	どんど焼きなどの地域の行事における不要となった門松、しめ縄などの焼却、塔婆の供養焼却。
農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却	農業者が行う焼き畑、稲わらなどの焼却、林業者の伐採枝などの焼却、漁業者が行う魚網にかかったごみなどの焼却など。 （ただし、廃ビニールの焼却は生活環境の保全上著しい支障を生じるため禁止。）
たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの	たき火、キャンプファイヤー、小学校の教育課程やその他教育活動として行われる土器の作成などで行う木くずの燃焼など。